

## 岡崎市小規模保育改修費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小規模保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に定める事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者に対して、予算の範囲内で岡崎市小規模保育改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により特定地域型保育事業者（小規模保育事業を行う者に限る。）として市長の確認を受けた者又は確認を受けることが予定されている者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設に伴う改修事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、法人等が新たに小規模保育事業を実施する場合に既存の建築物の改修等に係る費用とし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 土地の購入又は整地に要する費用
  - (2) 既存の建築物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の購入に要する費用
  - (3) 保証金等の預り金
  - (4) その他、対象経費として適当と認められないと市長が判断するもの。
- 2 賃借料等については、建物の改修等の工事着工が行われた日の属する月から小規模保育事業の運営を開始する月の前月までの期間の、賃借料及び礼金等（敷金・保証金は除く）を補助対象経費とする。ただし、礼金等に関しては、賃借料の6か月分を上限とする。
- 3 前2項のほか、他の公的助成金又は公的融資を受ける経費は、補助の対象としない。

### (補助金の額)

第5条 補助基準額は24,026千円とする。補助金の額は、補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4分の3を乗じた額以内の額とする。

なお、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は市長が定める時期までに、次に掲げる書類を添えて岡崎市小規模保育改修費等補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(交付の要件)

第8条 補助金の交付の決定には、規則第6条の2第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その

収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### （変更等の承認申請）

第9条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ岡崎市小規模保育改修費等補助金変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

#### （実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて岡崎市小規模保育改修費等補助金実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### （額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じ

て現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いによる交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。